

人事課作成

11月22日(木) 参・法務委 石井 苗子 議員(維新)

3問 検事の初任給調整手当の金額の根拠について、法務当局に問う。

(答)

検事の初任給調整手当の金額は、(例えば、検事18号では、7万5,100円であり、検事13号では、1万9,000円である。

この金額は、)弁護士の収入の状況に係る調査結果等を踏まえた上で、その職責にふさわしい資質と能力を備えた任官希望者を確保するという本手当の趣旨に見合うように定めたものである(注)。

(注)昭和46年の制度創設後、勤務弁護士の給与と初任の検事の給与との格差が大きくなつたことから、日本弁護士連合会に勤務弁護士の収入調査を依頼した上、その調査結果をも踏まえた上、昭和61年及び平成元年に、初任給調整手当を増額している。

	S 46.4.1	S 61.4.1	H1.4.1
検事13号	3,000円	17,000円	19,000円
検事14号	6,000円	27,200円	30,900円
検事15号	9,000円	39,300円	45,100円
検事16号	12,000円	43,800円	51,100円
検事17号	16,000円	60,500円	70,000円
検事18号	18,000円	64,000円	75,100円
検事19号	21,000円	71,200円	83,900円
検事20号	23,000円	73,600円	87,800円